

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250521	株式会社おぺお(法人 番号1180001153794) 代表者河田光司	愛知県名古屋市中川区富 田町大字千音寺字粉諸 2274番地の3	あま営業所	愛知県あま市木田高端19 アパ-トメントキタN棟206号室	輸送施設の使用停止 (180日車)及び文書警 告	道路運送法第9条の2 第1項	令和6年9月3日、令和6年9月9日、令和6年10 月1日及び令和6年10月15日、監査方針に基 づいて、監査を実施。13件の違反が認められ た。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送 法第9条の2第1項)、(2)運送引受書記載事項不 備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第 1項)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録の記録事項不備(旅客自動車運送 事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の状況の 録音及び録画記録の記録事項不備(旅客自動 車運送事業運輸規則第24条第6項)、(6)点呼の 状況の録音及び録画記録の記録不実記載(旅 客自動車運送事業運輸規則第24条第6項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第26条第1項)、(8)事故の記 録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸 規則第26条の2)、(9)運行指示書の作成義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2 第1項)、(10)運行指示書の記載事項等不備(旅 客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1 項)、(11)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅 客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、 (12)点検整備記録簿等の記載事項不適切(旅 客自動車運送事業運輸規則第45条)、(13)輸送 の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路 運送法第29条の3)	18	18

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20250521	韭山観光株式会社（法人番号 9080101020591）代表 者有馬達也	静岡県伊豆の国市南條 919	韭山観光株式 会社	静岡県伊豆の国市南條 919	輸送施設の使用停止 （140日車）及び文書警 告	道路運送法第9条の2 第1項	令和6年11月26日及び令和6年12月18日、監 査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反 が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違 反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運賃料金、 運送約款の揭示義務違反(道路運送法第12条 第1項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、 (4)点呼の記録保存義務違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録の 記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則 第24条第5項)、(6)点呼の状況の録音及び録画 記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 第24条第6項)、(7)アルコール検査状況の写真記 録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24条第7項)、(8)業務の記録の記録事項不備 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2 項)、(9)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客 自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(10) 運行管理規程の記載不適切(旅客自動車運送 事業運輸規則第48条の2第1項)、(11)輸送の安 全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送 法第29条の3)	14	14